

第 7 1 号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教職調整額を引き上げるほか、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じた支給とするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年芦屋市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教職調整額) 第 1 9 条の 2 芦屋市立学校（幼稚園を含む。）の市費支弁常時勤務の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（以下「教職員」という。）のうち、その属する職務の級が教育職給料表（一）の 1 級、2 級若しくは 3 級又は教育職給料表（二）の 1 級若しくは 2 級である者<u>（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 5 条第 1 項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）を除く。）</u>には、その者の給料月額<u>の 1 0 0 分の 1 0</u>（幼稚園の教職員にあつては、<u>1 0 0 分の 4</u>）に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (略)	(教職調整額) 第 1 9 条の 2 芦屋市立学校（幼稚園を含む。）の市費支弁常時勤務の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（以下「教職員」という。）のうち、その属する職務の級が教育職給料表（一）の 1 級、2 級若しくは 3 級又は教育職給料表（二）の 1 級若しくは 2 級である者には、その者の給料月額<u>の 1 0 0 分の 4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。 2 (略)

改正後	改正前						
(義務教育等教員特別手当) 第19条の3 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,700円を超えない範囲内で職務の級及び号給(定年前三任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、<u>並びに当該教職員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定める。</u> 3 <u>前項の「校務類型」とは、次に掲げる校務の種類とする。</u> (1) <u>学級(小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務</u> (2) <u>前号に掲げるもの以外の校務</u> (特定の職員についての適用除外) 第21条 第16条、第17条第2項及び第18条の規定は、<u>第11条第1項に規定する職並びに第19条の2第1項に規定する職員及び指導改善研修被認定者に適用しない。</u> 2 (略) 附 則 45 (略) <u>(教職調整額の段階的引上げ)</u> 46 <u>次の表の左欄に掲げる期間における第19条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から令和8年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から令和9年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から令和</td><td>100分の7</td></tr> </table>	令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から令和	100分の7	(義務教育等教員特別手当) 第19条の3 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,700円を超えない範囲内で職務の級及び号給(定年前三任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。 (特定の職員についての適用除外) 第21条 第16条、第17条第2項及び第18条の規定は、<u>第11条第1項及び第19条の2第1項に規定する職にある職員に適用しない。</u> 2 (略) 附 則 45 (略)
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	100分の5						
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	100分の6						
令和10年1月1日から令和	100分の7						

改正後		改正前
10年12月31日まで	100分の8	
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで		
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで		

（芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務時間） 第2条 （略） 2～7 （略） 8 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第19条の2第1項の規定の適用を受ける教職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者（<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。</u>）を除く。次項において同じ。）には、第3項の勤務時間	（勤務時間） 第2条 （略） 2～7 （略） 8 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第19条の2第1項の規定の適用を受ける教職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）には、第3項の勤務時間の割振りを適正に行い原則として時間外勤務（<u>第3項に規定する勤務時間を超える勤務をいい、第6条に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。</u>次項において同じ。）は命

改正後	改正前
の割振りを適正に行い原則として時間外勤務（同項に規定する勤務時間を超える勤務をいい、第6条に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。	じないものとする。
9 （略）	9 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていない者が当該認定を受けるまでの間における当該者に対する第1条の規定による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による教職調整額の支給については、改正後の給与条例第19条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教職調整額を引き上げるほか、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じた支給とするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 教職調整額に係る率を次のとおり改める。ただし、幼稚園の教職員にあっては、100分の4とする。（第19条の2及び附則第46項）

		教職調整額
現行		100 分の 4
改正案	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	100 分の 5
	令和 9 年 1 月 1 日から 令和 9 年 12 月 31 日まで	100 分の 6
	令和 10 年 1 月 1 日から 令和 10 年 12 月 31 日まで	100 分の 7
	令和 11 年 1 月 1 日から 令和 11 年 12 月 31 日まで	100 分の 8
	令和 12 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで	100 分の 9
	令和 13 年 1 月 1 日以降	100 分の 10

イ 指導改善研修被認定者（※）には、教職調整額を支給しないこととする。

（第19条の2）

※ 指導改善研修被認定者とは、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認定された教諭等であって、当該認定の日から教育公務員特例法第25条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。

ウ 義務教育等教員特別手当（第 19 条の 3）

（ア） 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号給並びに校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとする。

（イ） 校務類型とは、次に掲げる校務の種類とする。

ア 学級（小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務

イ アに掲げるもの以外の校務

エ その他規定の整理

（2） 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

（第 2 条関係）

時間外勤務を命じることができない教職員に、指導改善研修被認定者を追加する。（第 2 条）

3 施行期日等

（1） 令和 8 年 1 月 1 日

（2） 経過措置

この条例の施行の際、現に指導改善研修被認定者に該当している者については、教育公務員特例法第 25 条第 4 項の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を受けるまでの間、引き続き、当該指導改善研修被認定者の給料月額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。

参 照 2

教育公務員特例法抜粋（_____部分は、令和8年1月1日施行）

（校長及び教員の給与）

第13条 （第1項省略）

- 2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、前項に規定する者のうち次に掲げるものを対象として、これらの者が分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類をいう。以下この項において同じ。）に応じて支給するものとし、その額は、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、条例で定める。
- (1) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
- (2) 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員

教育公務員特例法施行規則（_____部分は、令和8年1月1日施行）

（法第13条第2項の文部科学省令で定める基準）

第1条 教育公務員特例法（以下「法」という。）第13条第2項の文部科学省令で定める基準は、次の各号に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

1 条例で定める基準

「教育公務員特例法」の一部改正により、義務教育等教員特別手当は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務類型に応じて支給するとされている。本市における校務類型の基準を検討した結果、法改正に伴って改正される「教育公務員特例法施行規則（以下「省令」という。）」の参酌すべき基準と同一の内容で定めることとする。

2 省令の参酌基準と条例で定める基準の比較

省令 第1条	条例第19条の3 第3項	内 容
第1号	第1号	学級（小学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
第2号	第2号	前号に掲げるもの以外の校務

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1 及び 2 については、令和8（2026）年4月1日

3 については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】